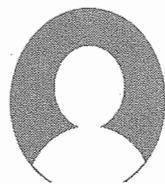


不動産学の魅力

明海大学 不動産学部

第64回



金子 文子
不動産学部
2年

として一般住宅にも適用されてきた実績があるという。

えられる。

「曳屋」とは、建物を解体せずにそのままの状態で移動させる建築工法である。私が「曳屋」を初めて知ったのは、テレビ番組で古民家再生プロジェクトを見たときだった。建物は不動産、つまり土地に定着するものだと思われていた私にとって、「建物を動かす」という技術は、発想自体が衝撃だった。後日、東京建築祭に出かけた際、神田にある「学士会館」を見学し、都市計画道路の拡張工

に伴い曳屋される予定だと知った。比較的軽い木造古民家ならまだしも、重厚なSRC造の大規模建築まで移動可能であることに、技術の幅

今日、建築業界は「スクラップ＆ビルド」から「キープ&チェンジ」と価値観を移しつつある。曳屋へと価値観を移しつつある。曳屋は、まさにそうした時代の流れに合った技術だと感じている。また、日本人が持つ「もったいない精神」との親和性も高く、文化的な側面から見ても意味のある手法ではないだろうか。

それでも、「不動産は動かないもの」という私の先入観を覆した曳屋という技術が、江戸時代から続く伝統的なものであり、そして今日の「キープ&チェンジ」の時代にこそ適しているようにも思えるのは、どこか不思議で興味深い。技術も価値観も、時代を超えて再評価されることがあるのだと実感している。

「不動産を動かす」

キープ&チェンジ時代の曳屋

【教員コメント】

民法上の不動産の定義や都市計画事業手法、再開発事例の見

と応用性を改めて認識させられた。

ただし、曳屋には移動経路や一時的な空き地が必要で、既成市街地では容易に実施できないという制約もある。学士会館の事例でも、隣の街区と一体になって再開発することによ

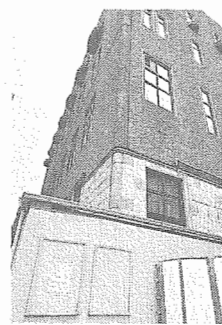
学といった大学内外での不動産学の学びや関心事が曳屋で結び付けられ、今日の価値観に照らして考察さ

を見学し、都市計画道路の拡張工

また、都市計画の授業では、曳屋が江戸時代から存在する伝統技術であること、そして古民家や文化財と

る。学士会館の事例でも、隣の街区と一体になって再開発することによ

る場合の扱いは、2015年の建築基準法の改正で示された。現行規定への適合が求められるが、既存不適格建築物として継続利用の可能性が



曳屋が予定され
ていて学士会館

区画整理事業において普遍的に用いられていることを学んだ。それまで、曳屋は特別な建物の保存手段だと思っていたが、都市整備の一手法

長期には全国で盛んだった土地区画整理事業が下火になった一因とも考

残されている。

(前島彩子)